

○農林水産省告示第三百七十二号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表二の付表第二十に基づき、昭和五
十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十一号
(カナダ産ランパート種のさくらんぼの生果実に関
係する農林水産大臣が定める基準を定める件)の一
部を次のように改正し、平成九年四月一日から施
行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(イ)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有
害動物」に改め、同(ロ)を削る。
六を削る。

五の(ロ)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん
包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加
える。

五 植物防疫官による確認

三の(イ)の検査及び四の消毒が的確に実施され
たことが植物防疫官により確認されること。

六の次に次のように加える。

七 表示

三の(イ)の検査及び四の消毒が行われた生果実
のこん包には、輸出植物検疫が終了している旨
及び仕向地が日本である旨の表示がなされてい
ること。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日 (号外第四十五号)

同日 (同号外) 農林水産省告示第三百七十二号
(カナダ産ランパート種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五七三 二二 別表二 別表一